

第3号様式

令和7年度第1回船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会会議録

(令和7年6月25日作成)

1 開催日時 令和7年5月19日(月) 午後1時30分～2時30分

2 開催場所 船橋市役所本庁舎7階705会議室

3 出席者

(1) 委員 佐藤惟委員、吉田友則委員、山田卓生委員、
服部茂樹委員、横山智彰委員

(2) 事務局 宇都宮高齢者福祉課長、野村施設管理係長、鈴木主任主事、吉田主事

4 欠席者 乾麻由美委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 委員長の選任 公開

(2) 委員会の設置について 公開

(3) 老人福祉施設の概要 公開

(4) 募集要項等について 一部非公開※

(5) 選定方法・評価基準の決定 非公開※

※船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、同条例第26
条第2号に該当するため

6 傍聴者数 0人

7 決定事項

(1) 委員長の選任

委員の互選により佐藤委員が委員長に選任された。また、佐藤委員より吉田委員が職務代理者として指名された。

(2) 選定方法・評価基準の決定

選定方法及び評価基準(案)について事務局より説明がなされ、審議を経て選定方法及び評価基準が決定された。

8 議事

◆次第1「開会」

○事務局(施設管理係長)

定刻になりましたので、ただいまより第1回船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、乾様は欠席との連絡が入っております。

皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日進行を担当させていただきます高齢者福祉課 施設管理係長の野村と申します。

本日の委員会では、お配りしている次第に基づきご審議をお願いいたします。最初の会議でございますので、委員長選任までの議事につきましては事務局で進行させていただきます。

また、本日の会議については、15時の終了を予定しております。

会議に先立ちまして、本日の会議の公開・非公開について説明させていただきます。

会議の公開・非公開につきましては、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第4条ただし書きにおいて、「第1回目の会議開催前等で附属機関等において決定することができないときは、所管課長が会議の非公開を決定することができる。」と規定されているため、次のようにさせていただきます。

まず、会議の公開・非公開につきましては、次第8の選定方法・評価基準の決定は船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開とします。また、次第7募集要項等についてに含まれる選定方法・評価基準に係る部分につきましても同様に非公開とします。その他につきましては公開とします。

次に、傍聴人の定員を5人といたします。

また、本委員会の会議録につきましては、原則委員名を含め公開となっております。不開示情報が含まれる部分につきましては、公開されませんが、不開示理由が消滅した場合には、公開されます。

委員の皆様には守秘義務がございますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴人の申し出はありません。

では次に、配布資料の確認をさせていただきます。本日お配りしているものは、次のとおりです。

委員会次第、座席表です。皆様、お手元にごございますでしょうか。

本日の会議で使用いたします資料につきましては、ファイル一冊にまとめ事前に皆様にお渡ししております。

また、本日の審議の結果、選定方法等に変更が生じた場合には、資料の差し替えを行います。

◆次第2「部長挨拶」

○事務局（施設管理係長）

続きまして、高齢者福祉部長からご挨拶がございます。

○高齢者福祉部長

高齢者福祉部長の滝口と申します。

本日、皆様方におかれましては、お忙しい中、選定委員を引き受けていただき、誠にありがとうございます。皆様に指定管理者の選定をしていただくのは老人デイサービスセンターと特別養護老人ホームでございます。指定管理者の選定にあたっては老人福祉施設の管理運営において民間の能力、ノウハウに基づくサービス提供を活用して市民の期待に応えられるようなふさわしい指定管理者の選定にお力を賜りますようお願い致します。

○事務局（施設管理係長）

ありがとうございました。

◆次第3「委嘱状の交付」

○事務局（施設管理係長）

続きまして、皆様に委嘱状の交付を行います。

部長が皆様の席にまいりますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○高齢者福祉部長

「佐藤惟様 船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員を委嘱します。令和7年5月19日 船橋市

長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

「吉田友則様 船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員を委嘱します。令和7年5月19日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

「山田卓生様 船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員を委嘱します。令和7年5月19日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

「服部茂樹様 船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員を任命する。令和7年5月19日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

「横山智彰様 船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員を任命する。令和7年5月19日 船橋市長 松戸 徹」よろしくお願いいたします。

○事務局（施設管理係長）

ありがとうございました。部長は公務がございますのでこれにて退席させていただきます。

◆委員紹介

続きまして、お配りしている資料ア委員名簿に沿って委員の紹介をさせていただきます。

まず、佐藤 惟委員です。

佐藤委員は、淑徳大学総合福祉学部准教授でいらっしゃいます。

高齢者福祉に高い識見をお持ちで、昨年度は船橋市老人福祉センター指定管理者選定委員会での委員長や市内の介護保険施設の整備事業者を選定する委員会の委員長を務めていただきました。

次に、吉田 友則委員です。

吉田委員は、船橋市介護支援専門員協議会の会長でいらっしゃいます。ケアマネジャーとしての知識・経験をもとに、施設管理やサービス提供等にご意見をいただきたいと存じます。

次に、本日ご欠席の乾 麻由美委員です。

乾委員は、認知症の人と家族の会千葉県支部で副代表を務めていらっしゃいます。

介護サービスの利用者の視点から、施設のサービスなどについて、ご意見をいただきたいと存じます。

次に、山田 卓生委員です。

山田委員は、千葉県税理士会船橋支部の幹事であり、市内で税理士事務所を開いていらっしゃいます。財務の専門家として、申請法人の財務状況や収支計画について、ご意見をいただきたいと存じます。

次に、服部 茂樹委員です。

服部委員は、本市高齢者福祉部地域包括ケア推進課長です。

次に、横山 智彰委員です。

横山委員は、本市高齢者福祉部高齢者福祉課長補佐です。

委員は以上です。

◆次第4「委員長の選任」

○事務局（施設管理係長）

続きまして、委員長の選任に移ります。

本委員会設置要綱では、委員の互選により選任する事となっております。

委員の皆様いかがでしょうか。

○吉田委員

はい。

○事務局（施設管理係長）

吉田委員どうぞ。

○吉田委員

委員長の経験のある佐藤委員がよろしいのではないのでしょうか。

○事務局（施設管理係長）

佐藤委員を委員長にとのご意見です。

皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局（施設管理係長）

異議なしとの事ですので、本委員会の委員長は佐藤委員に委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、続きまして船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱第4条第4項において、委員長の事故等に備えてあらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとなっておりますので、佐藤委員長からご指名していただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○佐藤委員長

改めまして、淑徳大学の佐藤でございます。若輩者ではございますが、よろしくお願いいたします。

では、早速ですが、職務代理者を指名させていただきます。船橋市介護支援専門員協議会会長の吉田委員をお願いしたいと思います。吉田委員は、船橋市介護支援専門員協議会の会長を務めておられ、老人福祉施設にもお詳しいことから、是非お願いしたいと思います。吉田委員よろしいでしょうか。

○吉田委員

はい、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長

ありがとうございます。では、本委員会の職務代理者として、吉田委員を指名させていただきます。

◆次第5「委員会の設置について」

○佐藤委員長

それでは次に、次第5委員会の設置について、本委員会の設置趣旨と審議のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

資料イをご覧ください。船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会の設置趣旨でございますが、市立の老人デイサービスセンター2ヶ所と特別養護老人ホーム朋松苑につきましては指定管理者制度、いわゆる公設民営により運営されており、その指定管理期間が令和8年3月で終了いたしますことから、次期指定管理者の選定を行う必要がございます。指定管理者制度は、民間の活力やノウハウを活用し、質の高いサービスを提供することを目的としております。

このことから、選定にあたり、専門的な観点から評価・検討を行うとともに、選定過程の透明性、公平性を図ることを目的として選定委員会を設置します。

また、目標として①選定プロセスの透明性・公平性を確保すること②民間の創意工夫が発揮されるよう努めること③客観的な審査を通じて、実現性の高い優れた提案をした事業者を選定することとしております。

審議のスケジュールにつきましては、本日第1回選定委員会を開催し、選定方法・採点基準の決定をします。その後は、記載してありますとおり、8月下旬から9月上旬にかけて書面審査の仮採点、9月中旬に第2回選定委員会、10月上旬に第3回選定委員会を行う予定です。第3回選定委員会終了後、委員長名で選定結果を市長に報告し、これをもって委員会は終了となります。

なお、第2、3回の委員会開催日につきましては、本日の委員会終了後調整をさせていただければと

思います。以上です。

○佐藤委員長

ありがとうございました。

◆次第6「老人福祉施設概要」

○佐藤委員長

それでは、次に進みます。次第6 老人福祉施設の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

資料ウ老人福祉施設（老人デイサービスセンター・特別養護老人ホーム）の概要をご覧ください。

今回募集の対象となる老人福祉施設は、南老人デイサービスセンター、朋松苑デイサービスセンターと特別養護老人ホーム朋松苑です。

なお、現在市内には3ヶ所公設の老人デイサービスセンターがございますが、船橋市三咲にございます北老人デイサービスセンターについては、現指定期間をもって廃止することを決定しているため、今回、老人デイサービスセンターは2ヶ所の募集となります。

デイサービスセンターは、居宅の要介護者等の通所施設で、食事、入浴、その他日常生活上の世話等を提供することを目的としております。

特別養護老人ホームは、要介護者の入所施設で、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、日常生活及び療養上の世話等を提供する施設です。

主な事業内容は船橋市老人デイサービスセンター条例第3条及び第5条、船橋市特別養護老人ホーム条例第3条及び第5条に規定されております。各条例については、資料カ関係法令集にございますので、後でご確認下さい。

また、条例で規定する開館日及び休館日、現指定管理者、利用状況は記載のとおりです。

○佐藤委員長

ありがとうございました。それではここまでのところで何かご質問のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。いないようですので、次第7に移ります。

◆次第7「募集要項等について」募集要項概要の説明

○佐藤委員長

それでは、次第7 募集要項等についてに移ります。

なお、次第7のうち選定方法や採点基準に関する部分と、次第8 選定方法・評価基準の決定につきましては、船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開となります。今回は、傍聴人がいらっしゃらないので省略させていただきます。

今回の指定管理者募集に係る募集要項（案）の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

皆様には事前に資料をお渡しさせていただいておりますので、要点をしぼってご説明させていただきます。

なお、ページ番号については右下または左下に印字してあります通し番号で全てご説明いたします。

8ページの資料エ船橋市老人福祉施設募集要項（案）の目次をご覧ください。

募集要項の説明につきましては3つに分けて説明いたします。

まず、はじめに、1 指定管理者が行う管理の基本方針から13 その他管理運営にあたっての留意事項までまとめて説明し、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

次に、申請方法である14 指定管理者募集に関する事項を説明し、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

そして、次の15指定管理者候補者の審査・選定等のうち（6）順位付けの方法までは選定方法・採点基準の決定の審議となりますので、後に回し、（7）審査結果の通知及び公表についてから18業務の引継ぎまでをまとめて説明し、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

それでは、通し番号13ページご覧下さい。

まず、1指定管理者が行う管理の基本方針として、市の基本方針を示してあります。申請者は市の示す基本方針を理解し、具体的にどのような管理運営を行うのかを事業計画書により提案します。ここでは、①から⑦まで、7つの基本方針を示してあります。

次のページです。

2施設の概要は各施設に関する基本的な事項を記載しております。なお、通し番号15ページ上段に記載がありますが、募集要項中①から②までの施設をデイサービスセンター、③の施設を朋松苑、①～③までの施設を老人福祉施設と記載しております。

次に、15ページ、3指定管理者が行う業務ですが、デイサービスセンターにおいては、先程説明いたしましたとおり条例第3条及び第5条に規定する業務の他、②若年性認知症の利用者受入、③介護予防通所介護に相当するサービス（現行相当サービス）及び通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の実施、④施設、設備及び物品等修繕業務、⑤災害備蓄品の管理、⑥利用者の送迎があります。②から④、⑥の業務内容については後でご説明いたします。

この他に⑤災害備蓄品の管理業務ですが、市では災害が起こった際に、デイサービスセンターの利用者等が帰宅困難等になった場合に備え、災害備蓄品を備えています。この備蓄品の管理についても指定管理者の業務としております。

次に16ページ、朋松苑が行う業務ですが、先程説明いたしましたとおり条例第3条及び第5条に規定する業務の他、②緊急性が高く介護が必要な方の短期入所業務、③施設、設備及び物品等修繕業務があります。②、③の業務内容については後で説明させていただきます。

次に、先程、業務内容のところで触れた4デイサービスセンターにおける若年性認知症の受入体制整備についてですが、現在もデイサービスセンターで行っている業務であります。若年性認知症の方よりデイサービスセンターの利用希望があった時に受け入れられるような体制を整備していただきます。このことについて、受入体制、基本方針等について提案を受けることを考えています。

次に17ページ、5デイサービスセンターにおける総合事業への対応ですが、平成28年3月より介護予防通所介護については、本市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行してサービスを提供しております。デイサービスセンターにおいて介護予防通所介護に相当するサービスと通所型サービスAを実施するものとしています。

次に、6南老人デイサービスセンターにおける送迎対応エリアについてですが、南老人デイサービスセンターは、南部日常生活区域全域においての利用者の受入れを行い、特に若松、浜町エリアからの利用に配慮し、送迎を実施するものとしします。

7朋松苑における緊急性が高く介護が必要な方の受入です。これは、現在も行っているものですが、朋松苑では常時2名、緊急受入ができる体制を整えております。受入に当たっては、その都度、本市と協議し対処していただきますが、この緊急一時受入について、その体制、実施方法について提案を受けることと考えております。

次に17ページ、8施設の開館時間等についてですが、デイサービスセンターにおいて、条例に定める開館時間は、記載のとおり午前9時から午後5時、休館日は土曜、日曜、休日、年末年始となっております。朋松苑は入所施設ですので、開館時間は24時間、休館日はございません。

(2)開館時間、休館日の変更等についてですが、条例上の開館時間を繰り上げ、閉館時間を繰下げて、

常時サービスを提供する場合や休館日を開館してサービスを提供する場合は、事業計画書のうち自由計画欄においてその旨を記載してもらい提案を受けることとします。

ただし、開館時間、休館日の変更を行う場合は、規則改正を行う必要がございます。

18ページ、9指定期間ですが、現行と同じく、デイサービスセンター、朋松苑とも5年間とします。

次に、10管理運営に関する経費等です。

まず、(1)利用料についてですが、利用料については指定管理者の収入となります。市から指定管理者に委託料等を支払うことはありません。

(2)修繕についてですが、30万円以下の修繕は、原則として指定管理者の負担、それ以上は市の負担となることを記載しております。

(3)物品については、現に使用中のものは指定管理者に無償で貸与します。物品及び消耗品の購入は原則指定管理者が行うものとします。

(4)光熱水費等の負担ですが①光熱水費については指定管理者の負担となることが記載されております。②施設使用料相当額についてですが、南老人デイサービスセンターについては、1年あたり介護報酬と利用者負担金の合計の0.56%とし、朋松苑及び朋松苑デイサービスセンターについては、両施設合わせて1年あたり826万4千円とし、指定管理者の負担となります。③は、市から貸与する送迎用車両にかかる経費について記載しております。

(5)事業所税については、記載のとおりです。

11 リスク分担についてですが、想定できないリスクが発生した場合に、市と指定管理者のどちらがそのリスクによる負担を負うのか定めております。

20ページ、12 業務評価についてですが、業務評価とは指定管理者として管理運営を協定書等のとおり行っているのかを評価するものです。方法としては、業務評価シートに基づく評価やアンケート等があります。業務評価は公表し、改善を要するものは改善への取組を行うものとしてあります。なお、申請者が記載されている項目以外に独自に業務評価を行う場合は事業計画書において提案をするものとしております。

21ページ、13 その他管理運営にあたっての留意事項ですが、(1)法令遵守、(2)損害賠償請求等への対応、(3)苦情等への対応、(4)事故及び災害等への対応について記載しております。

次に(5)職員配置及び職員研修の実施についてですが、法令で定められた以上の職員配置することとし、そのことについて事業計画書において提案をするものとしております。

次に、(6)個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開、(7)文書等の管理保管、(8)利用者の声の把握、(9)監査等への協力、(10)市への報告等、(11)災害等発生時の対応協力について(12)障害者差別解消に係る配慮(13)救護体制の強化について(14)管理対象施設における留意点(15)休業等を伴う工事の実施についてとなっております。詳細は記載のとおりです。

13 その他管理運営にあたっての留意事項までの説明は以上です。

○佐藤委員長

ありがとうございました。13までご説明いただきました。皆さま何かご不明な点、気になる点はございますでしょうか。

今回事前に資料を準備していただきましたので、見てきていただいて気になった点があればと思うのですが、吉田委員いかがでしょうか。

○吉田委員

大丈夫です。

○佐藤委員長

山田委員いかがでしょうか。

○山田委員

特に大丈夫です。

○佐藤委員長

服部委員いかがでしょうか。

○服部委員

大丈夫です。

○佐藤委員長

横山委員いかがでしょうか。

○横山委員

はい。利用料について確認をさせてください。「利用料は指定管理者の収入となります。本市から指定管理者に委託料をお支払いすることはありません。」というのはこの指定管理業務を行うにあたって地方自治法に定める利用料金制で運営を行うということについて書かれていると思いますが、指定管理者が指定管理業務外で市の他の所管から別途なにか委託業務を受けて実施する、そういうものは含んでいない認識でよろしいですか。

○事務局（施設管理係長）

はい。

○佐藤委員長

気になった理由をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○横山委員

指定管理者が指定管理業務を行う募集要項に記載されていることに対する業務については、介護報酬と利用者負担金で運営していくというのは理解できたが、指定管理業務とは別に市から業務を委託する等の可能性も考えられると思い、確認を取らせていただきました。

○佐藤委員長

はい、ありがとうございました。

私からも一点だけ確認させてください。

19ページのリスク分担についてですが、昨年度老人福祉センター指定管理選定委員会を担当させていただいたときにリスク分担の表の内容が変更になった記憶があったのですが、こちらの募集要項は前回5年前のものを基に作成されていると思うのですが最新の状況に対応はしていますか。

○事務局（鈴木主任主事）

対応しています。指定管理者制度を管轄している部署にも確認しています。

○佐藤委員長

ありがとうございます。

それでは続きまして指定管理者募集に関する事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

それでは25ページ、14指定管理者募集に関する事項をご覧ください。

(1)スケジュールについてですが、来月の6月2日から募集要項を市のホームページに掲載します。申請者説明会を6月19日に開催し、現地見学会を6月24日、25日に開催いたします。質疑受付期間を6月20日から7月1日までとし、その回答を7月8日に市のホームページに掲載します。申請期間は7月9日から8月8日までの1ヶ月間となります。

次に、書面審査を9月の中旬に委員の皆様に行っていただき、その結果を9月下旬に申請者へ通知し

ます。

10月上旬に面接審査を実施し、結果を通知します。その後は令和7年第4回定例会に議案として上程し、議決を得られれば正式に指定管理者として指定いたします。

令和8年1月から協定書の協議を開始するとともに、指定管理者に変更があれば、業務引継ぎを行ってまいります。また、2月から利用者への説明会を行います。

次に26ページ、(2)指定管理者の募集手続きについては、スケジュールに沿って、記載しております。

続きまして、28ページの(3)申請資格にて申請資格の要件を定めております。

なお、朋松苑、朋松苑デイサービスセンターは両施設の一体としての募集としております。

29ページ、(4)申請することができる数についてですが、申請することができる施設数に制限はありませんが、複数の施設に申請する場合は別個に事業計画を立てることとしております。

(5)申請の手続きについては、申請書類や提出方法を定めております。31ページ、⑤失格事項では申請書類に虚偽や不正があった場合、指定期間中安定した業務履行が困難であると判断される場合などについては、審査の対象から除外する旨などについて記載しております。

14指定管理者募集に関する事項の説明は以上です。

○佐藤委員長

ありがとうございました。25ページから32ページのここまででご質問ご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では、33ページからの審査・選定等については後ほど審議いたしますので、募集要項の残りの部分39ページの(7)審査結果の通知及び公表について以降について事務局から説明をお願いします。

○事務局（施設管理係長）

それでは39ページ、(7)審査結果の通知及び公表についてをご覧下さい。ここでは申請者への結果の通知や公表の方法について記載しています。全ての申請者名、結果が公表されます。また、法人が提出した事業計画については、公表しませんが、市議会へは説明資料として提出されます。

(9)指定管理者の指定についてですが、指定管理者候補として選定された法人について議決を得て指定管理者に指定されます。議決が得られなかった場合は、指定ができない旨を記載しております。

(10)介護保険事業所の指定申請についてですが、指定管理者は指定を受けた後、業務開始前までに介護保険事業所として指定を受けることを記載しております。

(11)次順位者の取扱いについてですが、指定管理者の指定が取り消された場合の次順位者の取扱いについて記載してあります。

16指定管理者との協定の締結は、市は指定管理者として指定された法人と協定を締結する旨の記載です。

17指定の取消し等では、指定管理者による管理業務が不適切な場合や業務が困難になった場合に指定の取消しについて記載しております。

41ページ、18業務の引継ぎについてですが、指定管理者が変更となった場合の業務の引継ぎについて記載しております。

選定終了後の内容の説明については以上です。

○佐藤委員長

はい。ありがとうございます。ここまでで何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、選定方法・採点基準を除く募集要項についての説明は以上となります。

次第8選定方法・評価基準の決定の審議に移ります。ここから先の審議につきましては、船橋市情報

公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるため、非公開となります。本日傍聴人はおりませんので、このまま進めます。

◆次第8「選定方法・採点基準の決定」

非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項の規定により記載を省略します。

◆次第9「その他」

○佐藤委員長

以上をもって必要な審議は全て終了いたしました。最後に皆様何かございますでしょうか。
事務局からその他連絡事項等ございますか。

○事務局（施設管理係長）

皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

まず1点目でございますが、差し替えを行うため、ファイルは机の上に置いたままとしてください。該当ページに書き込みがあった場合は、その次のページに差し替えページを綴じさせていただきます。2点目としまして、今後の日程でございますが、委員の皆様には書面審査の仮採点を8月下旬から9月上旬にかけて行っていただきます。資料につきましては本日のファイルとあわせてお渡しいたします。なお、山田委員につきましては、資格審査にもご協力いただくため、少し早めのご連絡となります。

また、第2回・第3回の日程につきまして、事前にお伺いしておりますご都合を調整した結果、第2回は9月24日（水）、第3回は10月22日（水）であれば、委員皆様のご都合が合いそうなのですが、いかがでしょうか。

それでは第2回は9月24日（水）、第3回は10月22日（水）を開催予定とさせていただきます。また、詳細については、改めてご連絡いたします。なお、皆様の中で老人福祉施設の見学を希望される方がいらっしゃいましたら、日程調整してご案内いたしますので、事務局にお申し出ください。事務局からは以上です。

○佐藤委員長

はい、ありがとうございました。本日の審議を踏まえて、必要な調整は事務局で対応をお願いします。ではこれにて第1回船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

9 資料・特記事項

(1) 傍聴者配布用資料

- ・ 次第
- ・ 船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会配布資料目次
- ・ 資料ア船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会委員名簿
- ・ 資料イ船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会の設置について
- ・ 資料ウ船橋市老人福祉施設概要
- ・ 資料エ船橋市老人福祉施設指定管理者募集要項（案）
- ・ 資料カ関係法令集
 - ①地方自治法（抜粋）
 - ②老人福祉法（抜粋）
 - ③船橋市老人デイサービスセンター条例
 - ④船橋市老人デイサービスセンター条例施行規則
 - ⑤船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

- ⑥船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ⑦船橋市特別養護老人ホーム条例
- ⑧船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則
- ⑨船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑩船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑪船橋市老人デイサービスセンター指定管理者の指定に関する要綱
- ⑫船橋市特別養護老人ホーム指定管理者の指定に関する要綱
- ⑬船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱
- ⑭船橋市老人福祉施設指定管理者選定委員会の会議傍聴要領
- ⑮船橋市情報公開条例（抜粋）
- ⑯船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱

(2) 特記事項

特になし

1 0 問い合わせ先

健康福祉局高齢者福祉部高齢者福祉課施設管理係

0 4 7 - 4 3 6 - 3 3 5 3